平成２３年（フ）第１９３号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目９番１―202号
債務者　久保みゆき
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
長崎県諫早市栄田町31番22号
債務者　富田　潤子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
長崎県諫早市真崎町824番地１　友永ハイツ２―Ｂ、旧住所長崎県大村市宮小路１丁目250番地３
債務者　横尾　貞子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
長崎県大村市野岳町1885番地８、旧住所長崎市住吉台町８番15号
債務者　岩本　慧子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
長崎県諫早市堀の内町16番地１　県住Ｃ棟309号
債務者　江口　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
長崎県諫早市高来町下与492番地１、前住所長崎市油屋町４番６号
債務者　室井美由紀（旧姓大内田）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長崎県諫早市天満町29番29―１号、前住所長崎県諫早市飯盛町開1293番地33　嶋崎アパート101号
債務者　森口さゆり（旧姓安生地）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻32番地28
債務者　菅原恵美子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０４号
群馬県太田市石橋町1033番地
債務者　小澤　一美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０９号
群馬県太田市藤久良町18番地11
債務者　新島　三奈（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９１号
埼玉県越谷市蒲生３丁目８番47号　ミヤゴハイツⅡ201
債務者　松岡　喜則
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
埼玉県草加市弁天１丁目７番７―205号
債務者　石戸谷忠雄
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
新潟県長岡市青葉台５丁目40番地17
債務者　渡邉真友里
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
新潟県小千谷市城内２丁目４番17号
債務者　木村　玲子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
三重県松阪市鎌田町166番地４
債務者　西　　史雄
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６５８１号
大阪市港区三先２丁目11番20号
債務者　三国工業こと金田こと　金　　光春
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３０号
北海道北広島市大曲柏葉２丁目１番地12
債務者　武田　奈々（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７００号
北海道江別市豊幌美咲町42番地の１
債務者　三坂千香子（旧姓須郷）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部